

令和6年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	日本共産党上田市議団	
事 業 名	生活困窮者支援について	
事 業 区 分	①研究研修	②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項）が対象となります。

また、生活保護法は、現に保護を受けている者（法第6条第1項）、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（法第6条第2項）が対象となります。

生活困窮者自立支援法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要とされています。

上田市においても物価高騰の中で、自立支援相談事業の強化及び令和3年4月に創設された「重層的支援体制整備事業」を具体化することは重要な課題です。

野洲市では平成28年に「野洲市くらし支えあい条例」の制定、「重層的支援体制整備事業」も取り組まれています。先進事例を研修して、上田市の生活困窮者対策の参考にするものです。

2 実施概要

実施日時		視察先	滋賀県野洲市
令和7年1月8日（水） 13:30 ～ 15:00		担当部局	健康福祉部 市民生活相談課 消費生活センター
報告事項	1. 視察先の概要 滋賀県南部、琵琶湖の南岸に位置し、三上山などの山地から湖に向かって平がる平坦地に市街地を形成。弥生時代の銅鐙が多数出土する「銅鐙のまち」古くから米中心の農業を基幹産業としてきたが、60年代以降に企業誘致をにより企業進出が進み、現在は電子部品・デバイス産業の比重が高く、電車で京都まで30分、大阪駅まで1時間の距離にあり、京阪地域へのアクセスが良い。		

報告内容	2. 視察事項について ◎令和6年度 市民生活相談課の業務・体制 ○生活困窮相談【自立相談支援事業】 住居確保給付金 家計改善支援事業、 就労準備支援事業 学習・生活支援事業、 やすワーク事業(就労支援事業) ○消費生活相談 ○市民相談 ○他に専門相談・・・法律、税務、行政書士、行政、社労士 ○職員体制・・・正職員 5名 会計年度任用職員・消費生活相談 2名、 就労支援員 1名 相談支援員 3名 相談支援包括化推進員 1名 ◎生活困窮者支援状況【実績】 令和5年度 相談受付実人数 172人、 プラン作成件数(再プラン含む)269件 総就職決定者数 94人(実人数79人) 住居確保給付金支給対象実人数 8人 ◎野洲市くらし支え合い条例の概要 近江商人の教えである三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)を継承し、事業者と消費者がともに満足し成長することで、地域社会の発展を目指すことを条例の基本方針としている。消費者被害の解決のみならず、生活困窮者等を支援することにより、安全かつ安心で市民が支え合うくらしの実現に寄与することを目的としている。 ・三方よし経営の促進 ・消費者苦情に対する解決力の強化 ・消費者被害の未然防止・拡大防止の推進 ・生活困窮者等への生活再建支援 ・見守りネットワークの構築 ◎断らない相談体制 ○市役所は福祉の総合デパート ・相談者を発見する仕組み(例えば滞納整理の相談からなど、アウトリーチ機能) 「市はその組織及び機能のすべてを挙げて生活困窮者の発見に努めるものとする。」 ◇くらし支え合い条例(第23条) ・支援をつなぎ合わせる(市民生活相談課がコンシェルジュ機能) 「市は生活困窮者を発見した時は、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。」
------	--

報告内容	◇くらし支え合い条例（第２４条） ○野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱（庁内連携を目的につくった要綱） ・消費者被害、自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課等が連携し、協働を進め、これらの問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図るため・・・ ◎野洲市債権管理条例 目的・・・債権管理の適正化を通じて⇒健全な財政運営、市民生活の安心の確保 滞納は生活状況のシグナル・・・「ようこそ滞納いただきました。」 特徴 ①生活困窮を理由とする徴収停止 ②生活困窮を理由とする債権放棄 ③債権者情報の目的外利用 ④滞納初期のフィルター（納税推進課への移管前） 納付相談１ ⑤滞納後期のフィルター（納税推進課への移管後） 納付相談２ 債権放棄の仕組み ・著しい生活困窮状態や資力の回復が困難で返済の見込みがない方の債権を放棄できるようにしています。市民生活相談課（自立相談支援機関）が債務者の家計の状況や困窮の理由などを記載した意見書を提出することで、条例に基づいた債権放棄につなげており、自立相談支援機関が関与できる体制としています。 ◎「やすわーく」とは・・・ 野洲市と滋賀労働局が生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するための協定【平成２５年】に基づき就労支援と生活支援を一体的に実施するために野洲市役所内に設置している施設 ◎生活困窮世帯、気になる世帯に食料提供している。【約７０世帯】 （フードバンク、地域の方々、事業者からの寄付などを活用） ◎重層的支援体制整備事業 高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合うことができる「地域共生社会」を実現させるべく、包括的な相談の拠点づくり及び協働による地域づくりを推進します。 ○重層的支援会議・・・社会福祉協議会、自治会、民生児童委員も参加 ○地域づくりに向けた支援 ・生活支援体制整備事業、・一般介護予防事業、・地域活動支援センター事業 ・地域子育て支援拠点事業、・共助の基盤づくり事業 ○令和５年度整備事業 地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市は多機関の協働による包括的支援体制構築事業。地域づくり、参加支援、継続的支援は、社会福祉協議会に委託して一体的に実施。
------	---

- 野洲市では、以前から多重債務など闇金対応に積極的に取り組んできて、平成15年の改正貸金業法につながったなど、関係職員による熱心な取り組みによる生活困窮者支援の長い歴史があります。その流れを現在も引き継がれて、素晴らしい取り組みが行われています。
- 「野洲市くらし支え合い条例」に基づき、「市役所は福祉の総合デパート」として、市を挙げて生活困窮者の発見、支援をされています。こういった条例を上田市でも検討する必要があるのではないかと感じました。
- 現在上田市では、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業は、上田市社会福祉協議会に委託しています。子どもの学習・生活支援事業は上田地域シルバー人材センターに委託しています。また、消費生活支援センターは別部門が所管していますが、重層的支援体制整備事業として、市を中核とした事業のあり方を再検討、再構築することが必要だと感じました。



(野洲市役所にて)